

第 6 次山梨市行財政改革大綱

～ 未来につながる行財政運営の推進に向けて ～

(令和 8 年度～令和 11 年度)



令和 8 年 3 月

山梨市

はじめに

本市では、平成18年3月に第1次山梨市行財政改革大綱を策定して以来、令和5年3月に策定した第5次まで、限られた経営資源を最大限に活用し、効率的・効果的に事業を推進することで、財政の健全化と市民サービスの維持・向上の両立を目指し、行財政改革に取り組んできました。



現在は、第5次山梨市行財政改革大綱に基づく重点アクションプランを推進するため、各課において具体的な取組を着実に進めているところです。

本市は、令和7年3月に市制施行20周年を迎えました。これまでの20年間、多くの困難を官民一体となって乗り越えてきました。これからも、新たな視点で挑戦を続け、誰もが安全で安心して暮らせる、持続可能なまちづくりを進めていかなければなりません。

昨今、急速に進む人口減少や少子高齢化、デジタル技術の進展は、私たちの日常生活に様々な影響をもたらしています。とりわけ、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足による税収の落ち込みや、高齢者の増加に伴う社会保障費の増大が懸念されています。

このような状況のもと、本大綱は、直面する課題を先送りすることなく、目まぐるしく変化する社会情勢の中でも、誰もが安心して暮らすことができる持続可能な行財政運営を推進するために策定したものです。今後は、本大綱に掲げる改革項目を市全体で一丸となって取り組み、市民が満足できる質の高い行政サービスの提供を目指します。

結びに、本大綱の策定にあたり貴重なご意見を賜りました「山梨市行財政改革諮問会議」の委員の皆様をはじめ、関係各位に心より御礼申し上げます。

令和8年3月

山梨市長 山梨市行財政改革推進本部 本部長 **高木 晴雄**

目次

1 山梨市の現状と課題	
1-1	<u>人口の推移と見通し</u> 1
1-2	<u>財政状況</u> 2
1-3	<u>自治体運営</u> 5
1-4	<u>DX推進</u> 6
1-5	<u>公共施設の老朽化</u> 6
1-6	<u>これまでの取り組み</u> 7
2 行財政改革大綱策定の趣旨	
2-1	<u>行財政改革の必要性</u> 9
2-2	<u>行財政改革の目的と位置づけ</u> 9
3 第6次山梨市行財政改革大綱の基本事項	
3-1	<u>基本方針</u> 10
3-2	<u>推進期間</u> 10
3-3	<u>推進体制</u> 10
4 基本方針に基づく取り組み	
4-1	<u>重点推進目標1 行財政改革の基盤強化</u> 11
	<u>重点取組施策</u>
	① 持続可能な財政運営
	② 行政運営の強化
	③ 公共施設マネジメントの推進
	④ 組織力の強化
	⑤ 自治体間の連携強化
4-2	<u>重点推進目標2 デジタル社会への対応</u> 12
	<u>重点取組施策</u>
	① 自治体DXの推進
4-3	<u>重点推進目標3 市民等との協働・連携の推進</u> 13
	<u>重点取組施策</u>
	① 協働のまちづくりの推進
	② 広聴広報活動の充実

参考資料

- [山梨市行財政改革諮問会議設置条例](#) 14
- [山梨市行財政改革推進本部設置規程](#) 15
- [第6次山梨市行財政改革諮問会議委員名簿](#) 16

Ⅰ 山梨市の現状と課題

Ⅰ-Ⅰ 人口の推移と見通し

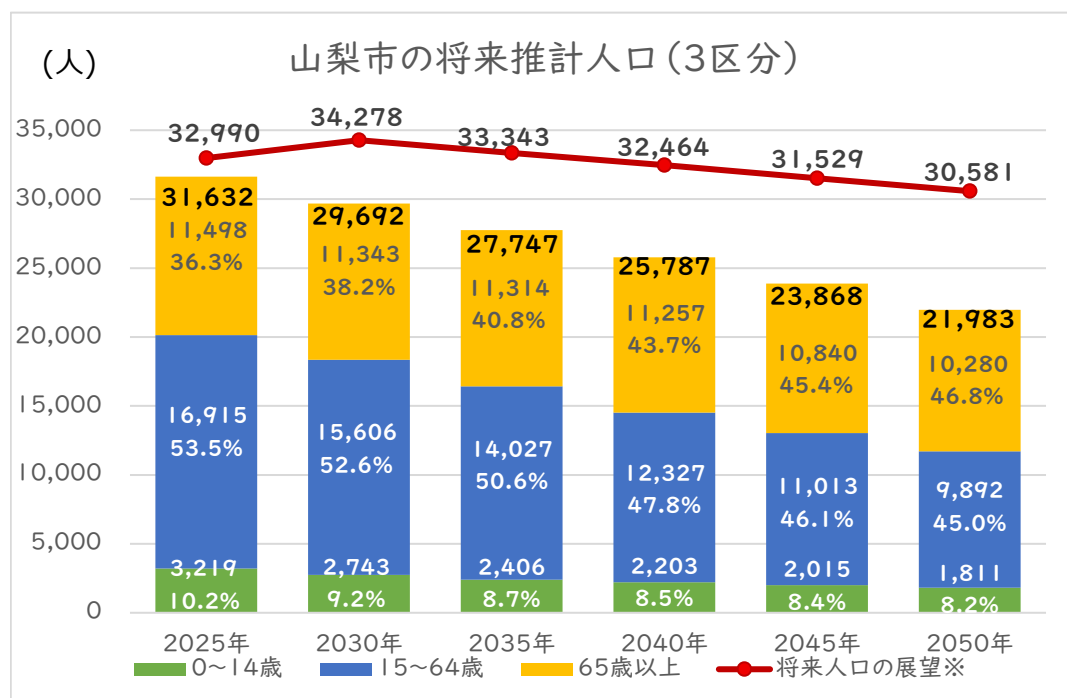
本市の人口は、令和 7(2025)年 1 月 1 日現在で、32,706 人です。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計(令和 5 年推計)によれば、人口は減少傾向が続き、令和 2(2020)年の国勢調査で 33,435 人であった人口は、令和 12(2030)年には 29,692 人、令和 22(2040)年には 25,787 人まで減少する見通しです。過去の将来人口推計と比較すると、人口減少幅はやや縮小したものの、緩やかな減少基調に変わりはありません。一方、「山梨市人口ビジョン」では、リニア新駅や新たな工業団地等へのアクセスを確保するための西関東連絡道路や新山梨環状道路の整備等によって、リニア開業予定の令和 9(2027)年前後※1に山梨市に流入すると想定した場合、令和 12(2030)年における人口は 34,278 人となる見通しです。

老年人口は 1960 年代以降一貫して増加してきましたが、人口構造の変化と総人口の減少に伴い、令和 7(2025)年代以降は緩やかに減少に転じると見込まれます。ただし、総人口に占める割合は引き続き上昇し、高齢化の進行は今後も続く見通しです。さらに、生産年齢人口の減少により、労働力不足に起因する税収の落ち込みや、高齢化率の上昇に伴う医療・介護等の社会保障関連経費(民生費)の増大が予想されます。

また、本市北部の中山間地域では人口減少が特に深刻であり、高齢化の進行、若年層の流出、生活インフラの維持困難化など、将来的な課題が山積しています。これらの課題に対する実効性のある対策を検討・実施することが極めて重要です。人口減少対策や地域活性化においては、市民との協働が不可欠であり、行政のみならず、地域に暮らす一人ひとりが主体的に関わることで、持続可能な地域づくりが可能となります。

※1 「山梨市人口ビジョン」策定時はリニア開業を「令和 9 年(2027)前後」としていたが、現状では開業は未定となっている。



出典：※国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）を利用
※令和2年3月改定「山梨市人口ビジョン」将来人口の展望（山梨市の「人口減少問題に対する方向性」に沿った施策展開による効果から期待される将来人口推計値）を利用

1-2 財政状況

令和6年度決算に基づき本市の財政状況をみると、歳入面では、地方税について法人市民税は増額となった一方、定額減税に伴う個人市民税の減や土地の下落による固定資産税の減少等により、全体としては減収となりました。寄附金では、本市の積極的な取り組みにより「ふるさと納税」の収入が大きく伸長し、歳入の 21.2%を占めるに至りましたが、制度上、あくまで臨時的な財源である点には留意が必要です。

歳出面では、義務的経費のうち、公債費は合併特例債等の償還が進んだことで減少しました。一方で、介護等給付事業経費や児童手当経費等の増加により扶助費が増加し、人件費も増加しています。

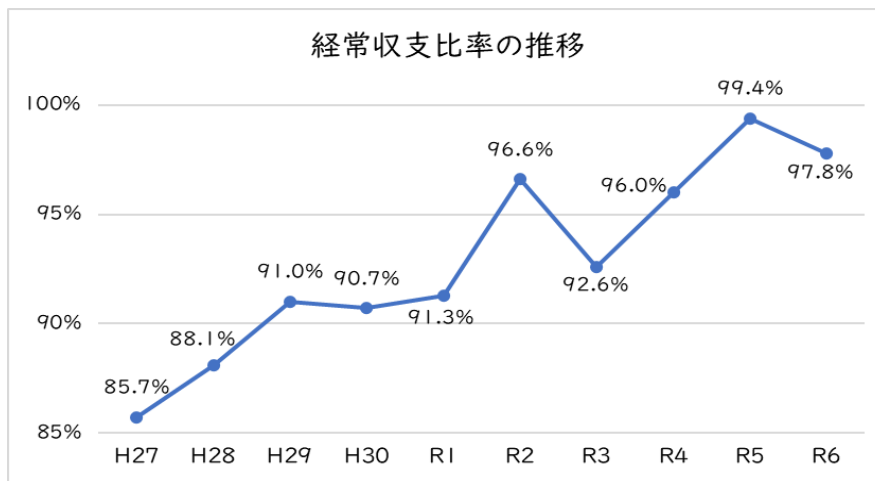
財政運営の硬直具合を示す「経常収支比率」は、地方交付税の増に伴い、比率の分母となる経常一般財源が拡大した結果、前年度に 1.6 ポイント低下の 97.8%となり、改善は見られたものの、依然として高水準にあります。

自治体の財政力の目安である「財政力指数」は、0.42 で、県内でも下位に位置していることから、その引上げに向けた取り組みが求められます。

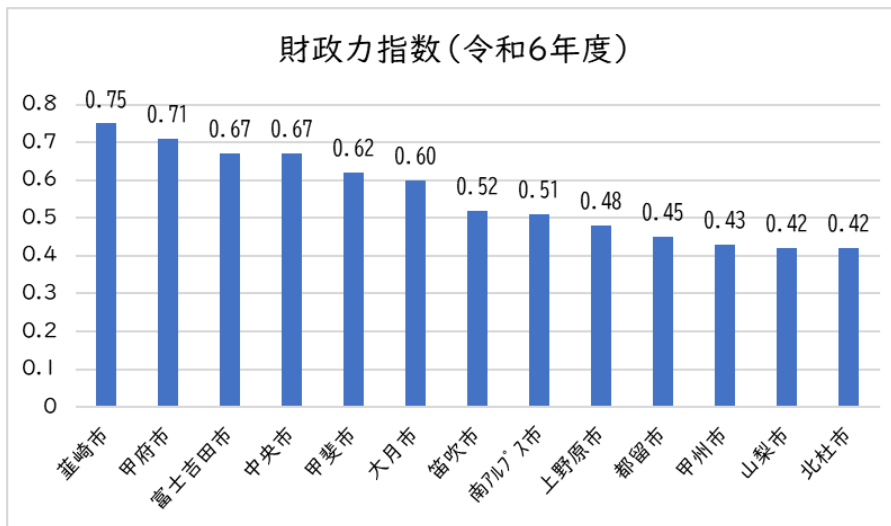
借入金返済額の状況から財政運営の弾力性を示す「実質公債費比率」は 12.3%で、早期健全化基準である25%を下回っているものの、今後、大型建設事業の本格化による借入金の増や金利上昇に伴う公債費の増により、指標の悪化が懸念されます。

市の標準的な収入に対する実質的な負債の割合を示す「将来負担比率」は、ふるさと納税額の大幅な増加に伴う基金の増などにより、将来負担額より充当可能な財源額が上回ったため早期健全化基準が「該当なし」となりましたが、今後の大型建設事業実施に伴う基金の取り崩しが見込まれることから、数値は上昇する要素を含んでいます。

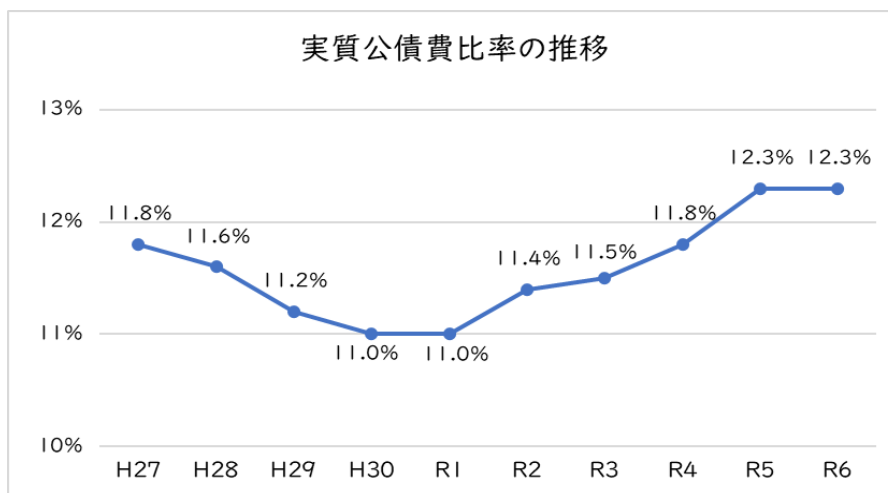
今後は、社会保障関連経費の増大に伴う扶助費等の一層の増加や人件費の増加など、財政の硬直化を招く義務的経費の拡大が見込まれるほか、予定されている大型普通建設事業の本格化による投資的経費の増に備える必要があります。これらを踏まえ、健全な財政基盤の確立が喫緊の課題となっています。



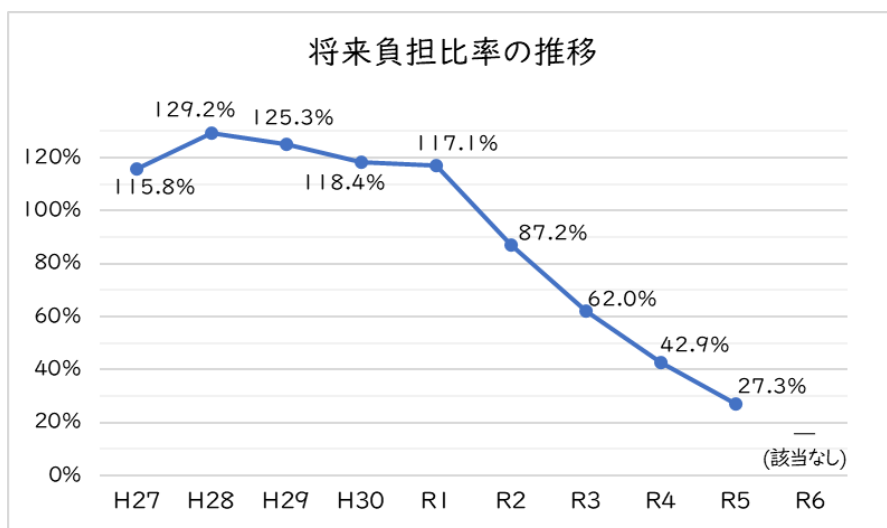
★経常収支比率…地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年定期的に支出される経費に充当する一般財源（地方税、普通交付税、臨時財政対策債等）が占める割合。この割合が低いほど、財政にゆとりがあり、様々な状況の変化に柔軟に対応できることを示す。



★財政力指数…基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合で、通常3箇年の平均で示される。（1に近いほど財源に余裕があるとされ、1を超える団体は普通交付税の不交付団体となる。）



★実質公債費比率…一般会計などが負担する長期の借入金（地方債）の返済や、それに準じる支出が、市の標準的な収入（標準財政規模）に対してどのくらいの割合かを示す指標で、3箇年の平均で示される。数値が低いほど、借入金の返済が少なく、財政に余裕があることを意味する。早期健全化基準である25%を超えると、一般単独事業の許可が制限される。



★将来負担比率…実質的な負債の残高が市の標準的な収入に対してどのくらいの割合になるかを示す指標。対象は、全会計、一部事務組合、広域連合及び第三セクター等。早期健全化基準である 350%を超えると、一般単独事業の許可が制限される。

歳入の確保と資産の有効活用

市民の生活を支える各種事業を円滑に遂行するためには、安定した財源が不可欠です。市税等の収入は重要な自主財源であり、必要に応じた税制改正や手数料の見直し、公平性・公正性の確保の観点から未収金対策に取り組むことで、税収の確保に努めています。また、納付方法の多様化を図り、収納率の一層の向上に取り組んでいます。

さらに、保有する市有財産を収益財産として位置づけ、公共・公益的な目的を踏まえつつ、その利活用を全庁的かつ戦略的に推進する必要があります。未利用財産については、維持管理費の節減や市民サービスに充てる財源の確保の観点から、売却や貸付等による積極的な利活用を検討する必要があります。

また、自主財源の確保として、有料広告や公共施設等へのネーミングライツも導入し、財政負担の軽減を図る取り組みを検討します。

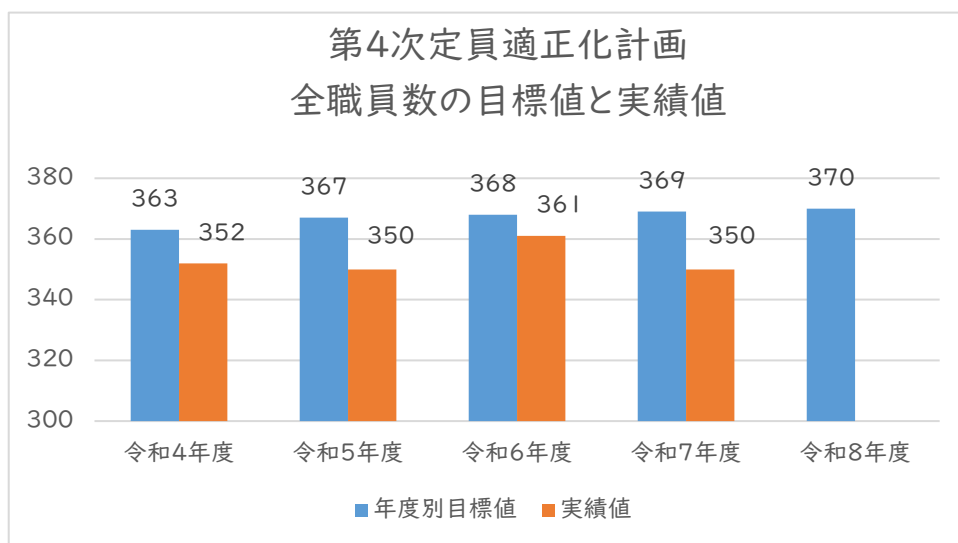
1-3 自治体運営

近年、地方公務員の志願者は年々減少傾向にあります。比較的志願者の多い事務職でさえ、募集人員が満たない合格者数にとどまるケースが見られ、土木・建設等の技術職はさらに厳しく、応募者がゼロとなる市町村も生じています。

本市においても、第4次定員適正化計画(令和4年度～令和8年度)の目標正職員数と実正職員数との間に、10人前後の乖離が継続しています。市民の負託を受け、社会課題に的確に向き合い、公平・公正に業務を遂行することが期待される公務員について、その質と量を同時に確保することが年々難しくなっている状況です。

人材確保に向けては、高齢職員の活用を含む多様な任用制度や会計年度任用職員制度の適切な活用、ならび職場環境の改善を進め、人材不足への有効な手段の再検討をする必要があります。あわせて、デジタル技術を活用した働き方改革を推進し、効率的な自治体運営を実施していくことが求められます。

また、職員一人ひとりが業務の目的である住民サービスの向上を再確認し、費用対効果を意識して業務にあたるよう促すとともに、職員の質を高めるために様々な研修を通じて人材育成に努める必要があります。



	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年度別目標値	363	367	368	369	370
実績値	352	350	361	350	
差分	-11	-17	-7	-19	

1-4 DX 推進

世界を激震させた新型コロナウイルス感染症への対応により、情報システムの構築や行政サービスの提供方法など、さまざまな課題が明らかになりました。これらの課題を解決する手段として、社会全体でインフラのデジタル化が求められるようになっていきます。

本市では、国の「自治体 DX 推進計画」に基づき行政システムの標準化を進めるとともに、市全体の業務のデジタル化を通じて DX がめざす社会の実現を迅速かつ着実に推進し、市民の暮らしをより良い方向へ導くため、「山梨市デジタル・トランスフォーメーション推進計画」を策定し、DX によるまちづくりに取り組んでいます。

今後、急速な人口減少が見込まれる中で、市が持続可能な形で行政サービスを提供し続けるため、AI※¹ や RPA※² などのデジタル技術を活用して事務処理の効率化や市民満足度の高いサービス提供を図ることが重要です。さらにローコード／ノーコードツール※³を活用することで、IT リテラシー※⁴が高くない職員でも業務の効率化や自動化を進められるため、引き続き積極的にデジタル化を推進する必要があります。

また、デジタル社会においては「誰一人取り残さない」ことが重要な目標とされています。高齢者やデジタル機器に不慣れな方々が社会から孤立しないよう、包括的な支援が求められており、行政・市民・地域団体が連携して、きめ細やかなサポート体制を構築することが不可欠です。

※¹ AI …Artificial Intelligence の略称で、人工知能と訳される。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わりコンピュータに行わせる技術。

※² RPA … Robotic Process Automation の略称で、人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替すること。

※³ ノーコード/ローコードツール…プログラミングなしで業務アプリや業務システムを開発できるツールです。

※⁴ IT リテラシー…コンピューターやインターネットなどの IT 技術を理解し、安全かつ効果的に活用するための能力のことです。

1-5 公共施設の老朽化

本市は、多くの公共施設や道路・上下水道等のインフラを管理・運営しており、これらの約 70%は建設から 30 年以上が経過しています。こうした状況のもと、今後さらに老朽化が進み、改修・更新の時期を迎えることで多額な費用が必要となり、本市の予算を逼迫する要因となりがちです。また、休止中の施設であってもランニングコストが発生しており、さまざまな課題を抱えています。

山梨市公共施設等総合管理計画の個別施設実施方針である、令和 3 年策定の「山梨市公共施設マネジメント計画」に基づき、施設の維持、複合化・集約化、廃止・解体等の検討に加え、安全性・機能性の確保や長寿命化の推進について検討を行い、施設数・規模の適正化や維持管理コストの削減などに努める必要があります。

1-6 これまでの取り組み

本市では、平成18年3月に第1次山梨市行財政改革大綱(平成18年度～平成22年度)を策定して以降、令和5年3月策定の第5次(令和5年度～令和7年度)まで、行財政改革大綱を継続的に策定し、事務事業の見直し等の行財政改革に取り組んできました。

第5次では、行政サービスの必要性和そのあり方を再点検し、「最小の経費で最大の市民サービスを実現する」ことを目指して2つの推進目標を掲げ、行財政改革大綱を具現化するための取り組みを示す「重点アクションプラン」を策定し、行財政改革を推進してきました。

【重点推進目標別達成状況】

	A	B	C	計
重点推進目標1 将来を見据えた財政の改革	4	11	8	23
重点推進目標2 効率化を重視した業務の改革	3	2	5	10
計	7	13	13	33

【重点推進目標1-②-3のうち、市税に係る収納率達成状況】

重点推進目標1	A	B	C	計
市税の収納率の向上対策	7 (53.8%)	2 (15.4%)	4 (30.8%)	13

※小数点以下第2位を四捨五入

【目標達成度】

達成度	判断基準
A	年度別数値目標に対し、目標値以上の成果・収納率を達成した項目
B	年度別数値目標に対し、95%以上の成果・収納率を達成した項目
C	年度別数値目標に対し、95%未満の成果・収納率にとどまった項目 未着手

【重点推進目標1 将来を見据えた財政の改革】

各会計の中長期財政計画の推進および地方公営企業の健全財政の堅持については、概ね計画どおりに取り組みが進みました。一方で、後期高齢者医療会計および病院事業会計では進捗の遅れが見られるため、計画的な対応を強化する必要があります。

市税・住宅使用料等の収納率向上対策は、概ね計画どおり実施されましたが、保険料・公共料金等の収納率向上対策や受益者負担の適正化については、より効果的な取り組みが求められます。

公共施設マネジメント計画の推進は目標に達しませんでした。今後、公共施設の管理・運営費の縮減を図るため、民間資金(PFI/PPP※)の活用を検討する必要があります。

※ PFI/PPP…PFIとは、「民間資金等活用事業(Private Finance Initiative)」の略で、公共施設の設計・建設・維持管理・運営などに民間の資金や経営能力、技術力を活用する手法
PPPとは、国や地方自治体など(Public)が行う各種公共サービスを、民間(Private)と連携(Partnership)して提供する手法を捉えた概念のこと

【重点推進目標2 効率化を重視した業務の改革】

指定管理者制度の効果的な活用および事務改善委員会の活用については、現状では目標に達していません。指定管理者制度の効果的な活用を図るため、早期にモニタリング制度を導入し、その結果に基づく効果検証を実施する必要があります。

外部評価の導入、事務事業評価の活用、ICTを活用した市民の利便性向上は、計画どおり進捗しました。今後は、施策評価と事務事業評価の一体化を図るとともに、あらゆる分野でデジタル技術の活用に取り組みます。

職員の心身の健康維持や、働き方改革に基づく職場環境の改善に取り組んできましたが、時間外勤務の縮減については依然として毎年増加傾向にあるため、さらなる改善が必要です。

重点推進目標では、具体的な取組や数値目標を定め、令和7年度末までの3カ年で各職員が取り組んできました。第5次で積み残した課題を解決するため、第6次において継続して取り組みを進めます。

2 行財政改革大綱策定の趣旨

2-1 行財政改革の必要性

行財政改革とは、限られた経営資源を最大限に活用し、効率的かつ効果的に事業を推進することで、財政の健全化と市民サービスの維持・向上の両立をめざす取り組みです。具体的には、公共サービスの質を維持しながら無駄を削減し、持続可能な財政基盤を構築することを目的としています。このような改革は、経済状況や人口動態の変化、技術革新、社会的ニーズの多様化に対応するために不可欠とされています。

本市においても、少子高齢化や人口減少社会の到来といった社会構造の大きな変化を見据え、多様化する市民ニーズに的確に対応し、将来にわたり市民サービスの維持・向上を図るとともに、持続可能な行政運営を実現するため、行財政改革を一層推進する必要があります。

これまで本市は市民の皆さまのご理解・ご協力のもと、組織体制や事務事業の見直し、指定管理者制度導入・民間委託の推進、市税等の徴収強化など、さまざまな取り組みを進めてきました。

こうした取り組みを踏まえ、市民サービスの質を維持しつつ、デジタル技術の活用によってさらなる業務効率化を図り、財政の健全性を確保するための指針として「第6次山梨市行財政改革大綱」を策定します。

2-2 行財政改革の目的と位置づけ

本大綱は、多様化・複雑化する行政課題に柔軟かつ的確に対応するため、働き方改革や行財政運営の在り方を見直し、適正化・効率化を図りながら、公共サービスの質を維持しつつ持続可能な財政基盤を構築することを目的とします。

本市では、平成17年度を初年度とする第1次山梨市行財政改革大綱の策定以降、第5次までの20年間にわたり、行財政改革に取り組んできました。

本大綱は、最上位計画である総合計画を推進するにあたり、財政の健全化および行政改革を推進するために必要な事項を定めるものです。

3 第6次山梨市行財政改革大綱の基本事項

3-1 基本方針

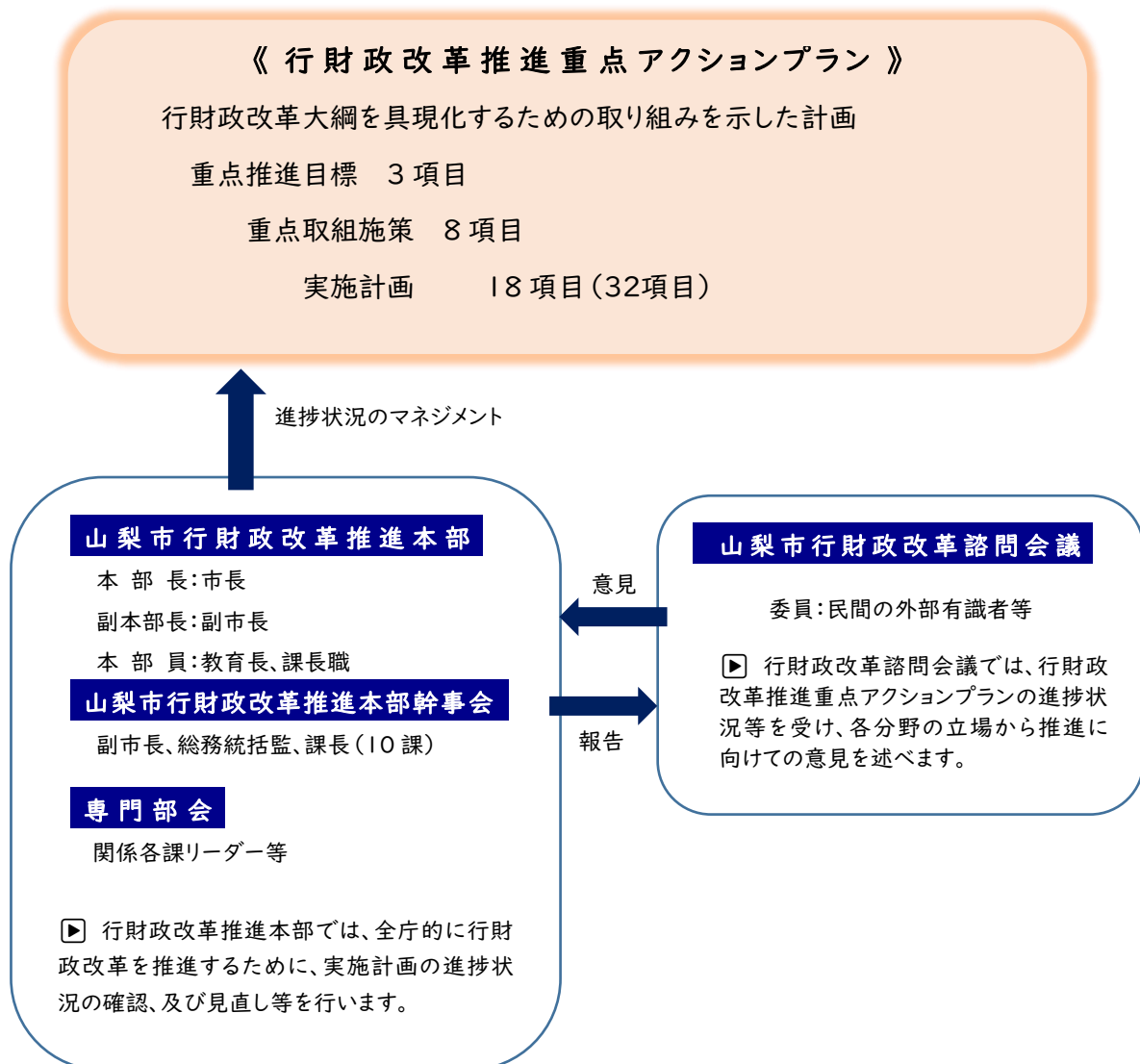
■効率性と効果を重視した行財政運営の推進

限られた経営資源を最大限に活用し、財政の健全化と市民サービスの維持・向上を両立するため、デジタル技術を活用して業務の効率化と柔軟な働き方の実現を図り、職員の働き方を改革するとともに、効率性と効果を重視した行財政運営を一層推進します。

3-2 推進期間

本大綱の推進期間は、令和8(2026)年度から令和11(2029)年度までの4年間です。

3-3 推進体制



4 基本方針に基づく取り組み

4-1 重点推進目標 | 行財政改革の基盤強化

今後、人口減少と少子高齢化の進展が予想される中であっても、自治体の財政基盤を安定的に確保するため、税収等の収納率の維持・向上に取り組めます。また、事業の見直しを行い、「スクラップ・アンド・ビルド」の考え方を取り入れることで歳出削減を図り、健全で持続可能な財政運営を目指します。

さらに、公共施設等総合管理計画・公共施設個別マネジメント計画に基づき、利用すべき公共施設の長寿命化対策を推進し、財政負担の軽減に取り組めます。

また、職員一人ひとりのスキルアップを図り、人材育成を推進することで、行政サービスの質の向上を実現し、行政運営全体の効率化と組織力の強化に努めます。

◇ 重点取組施策 *具体的な取組事項は「行財政改革推進重点アクションプラン」参照

① 持続可能な財政運営

市税や各種利用料金の収納率の維持・向上に努め、歳入の安定的な確保を図るとともに、無駄な支出を削減し歳出の適正化を推進することで、財政の健全化に取り組めます。また、施設等の利用者数や公平性の観点から、使用料・手数料の適正化を図ります。

基金については、安全性を最優先しつつ流動性を確保し、効率的な運用を行います。

また、未利用財産の有効活用および財源確保・行政のスリム化を目的として、財産処分に取り組めます。

ふるさと納税寄付金やクラウドファンディングを戦略的に活用して財源確保に努めます。

【主な取組項目】 ○ 市税等の適正な徴収 ○ 財政の健全化対策
○ 使用料・手数料の適正化 ○ 未利用財産の有効活用

② 行政運営の強化

外部有識者の意見を取り入れた事業評価を実施することで、事業の質の向上を図ります。また、事務事業や施策を適正に評価し、その結果に基づいて改善を進めることで、スクラップ・アンド・ビルドを推進し、業務全体の効率化および最適化を実現します。

さらに、公用車の一元的な管理体制を導入し、車両の削減と運用の効率化を進めることで、負担軽減を図ります。こうした取り組みを通じて、行政運営の一層の強化を目指します。

【主な取組項目】 ○ 外部評価制度の導入 ○ 施策評価の導入
○ 公用車利用の一元管理

③ 公共施設マネジメントの推進

「山梨市公共施設等総合管理計画」および「山梨市公共施設マネジメント計画」に基づき、各個別施設の集約化・統廃合や長寿命化対策を推進し、財政負担の軽減に取り組めます。

【主な取組項目】 ○ 公共施設等マネジメント計画の推進

④ 組織力の強化

事業の着実な履行と進捗管理を徹底のため、組織力の強化および職員のマネジメント能力向上に努めます。また、職員一人ひとりのスキルアップを目的に、庁内外の研修への積極的な参加を促し、効率的・能率的な業務遂行に努めます。

【主な取組項目】 ○ マネジメント能力の向上 ○ 職員の人材育成

⑤ 自治体間の連携強化

国が推進する連携中枢都市圏構想に基づき、人口減少・少子高齢化社会にあっても、地域を活性化し、経済の持続可能性を高め、市民が安心して快適に暮らせるよう、さまざまな分野で共通する課題の効率的な解決に取り組みます。

また、都道府県域を超えた広域単位で行われる取り組みを「広域リージョン連携」として国が推進していることから、今後、リージョンのめざすべき姿を示し、複数のプロジェクトに連携して持続的に進めていきます。

【主な取組項目】 ○ 連携中枢都市圏の取り組み

4-2 重点推進目標 2 デジタル社会への対応

山梨市デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画に基づき、組織体制の整備やデジタル人材の確保・育成に努め、デジタル技術を積極的に活用して業務の効率化を図り、職員の業務負担の軽減に取り組みます。

◇ 重点取組施策 *具体的な取組事項は「行財政改革推進重点アクションプラン」参照

① 自治体 DX の推進

自治体における DX を推進するにあたり、既存の業務内容や業務プロセスを根本から見直し、業務改革(BPR: Business Process Re-engineering)の手法を活用します。その中で、RPA※(ロボティック・プロセス・オートメーション)をはじめとするデジタル技術を積極的に導入し、業務の効率化を実現します。

さらに、AIやローコードツールといった先端のデジタルツールを活用し、単純作業の効率化・自動化を推進します。同時に、職員のデジタルスキルの向上を図り、業務負荷の軽減と組織全体の生産性向上を目指します。

また、マイナンバーカードや電子証明書の利用を促進することで、市民サービスの利便性を高めるとともに、自治体業務の効率化を図ります。これにより、行政サービスの質の向上と、市民にとってより使いやすい行政運営を実現します。

※ RPA…RPAとは、ソフトウェアロボットがPC上の定型業務を自動化する技術。これにより、データ入力やレポート作成、システム間のデータ転記といった、人間が行う反復作業を自動化できる。

【主な取組項目】 ○ BPR※手法の導入による事務改善

○ デジタルツールの利活用による業務の効率化

○ マイナンバーカードや付随する電子証明書の活用促進

※BPR…ビジネスプロセス・リエンジニアリング(BPR)とは、業務プロセスを根本的に見直し、組織や制度、システムなどを再構築すること

4-3 重点推進目標 3 市民等との協働・連携の推進

市民、NPO、企業をはじめ、地域づくりに関わる多様な団体・主体と連携し、地域や行政が抱える課題の解決に取り組みます。これにより、地域全体の持続可能な活性化を目指します。

また、市民と直接的な意見交換の場を設けるとともに、広聴・広報活動を一層充実させます。

さらに、市内外のアンケート等から強み・弱みを分析し、市外向け・市内向けの双方で地域ブランディングを推進することで、本市の将来的な持続可能性につながる「関係人口」と「定住人口」を創出します。

重点取組施策 *具体的な取組事項は「行財政改革推進重点アクションプラン」参照

① 協働のまちづくりの推進

市民、NPO、企業をはじめとするまちづくり団体等の多様な主体と連携・協力し、地域課題や行政課題の解決に取り組みます。

【主な取組項目】○ 協働のまちづくりの推進 ○ 自治会活動への支援

② 広聴広報活動の充実

市民に市の取り組みや情報をわかりやすく公開するため、各種広報媒体を活用し、行政課題を含む多様な情報の積極的な提供に努めます。

また、市民から直接意見をいただく場を定期的の設け、行政への意向・意見を効果的に集約できる広聴活動を推進し、多様な市民ニーズや地域課題の的確な把握に努めます。

さらに、シティプロモーションを通じて本市の魅力を戦略的に発信し、観光客などの交流人口や定住人口の増加を促進するとともに、消費拡大やビジネスチャンスの創出につなげ、地域経済の活性化を図ります。

【主な取組項目】○ 各種広報媒体を活用した行政情報の積極的な発信
○ 広聴体制の充実

参考資料

○山梨市行財政改革諮問会議設置条例

平成19年3月27日

条例第1号

(設置)

第1条 市民ニーズの多様化、地方分権の進展、厳しい財政状況等の社会情勢に対応し、簡素で効率的な行財政運営を推進するにあたり、有識者の助言や意見を反映させるため、山梨市行財政改革諮問会議(以下「諮問会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 諮問会議は、市長の諮問に応じ、行財政の効率化等に関する重要事項について、調査及び審査する。

(組織)

第3条 諮問会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、市内外の学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 諮問会議に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、諮問会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 諮問会議は、会長が招集する。

2 諮問会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 諮問会議の庶務は、財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日条例第1号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日条例第3号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月25日条例第4号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年12月20日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に、この条例による改正前の山梨市行財政改革諮問会議設置条例の規定により山梨市行財政改革諮問会議の委員に委嘱されている者の任期は、この条例による改正後の山梨市行財政改革諮問会議設置条例の規定にかかわらず、当該委嘱された日から3年とする。

附 則(令和7年12月22日条例第40号)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の山梨市行財政改革諮問会議設置条例の規定により山梨市行財政改革諮問会議の委員に委嘱されている者の任期は、この条例による改正後の山梨市行財政改革諮問会議設置条例の規定にかかわらず、当該委嘱された日から4年とする。

○山梨市行財政改革推進本部設置規程

平成17年6月8日
告示第94号

(設置)

- 第1条 市民ニーズの多様化、地方分権の進展、厳しい財政状況等の社会情勢に対応し、簡素で効率的な行財政運営を推進するため、山梨市行財政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行財政改革大綱の策定及び実施計画の推進に関すること。
- (2) 行財政改革大綱の策定に係る調査研究及び総合調整に関すること。
- (3) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

- 第3条 本部は、市長、副市長、教育長及び課長職をもって組織する。

2 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長には市長を、副本部長には副市長をもって充てる。

3 本部長は、本部を代表し、本部の事務と会議を総理する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(幹事会)

- 第4条 本部の機能を補佐するため、幹事会を置く。

2 幹事会の構成員は、本部長が任命する委員をもって充てる。

3 幹事会に会長、副会長を置き、本部長がこれを任命する。

4 幹事会は、会長が招集し、掌理する。

5 会長は、幹事会の協議結果を本部長に報告するものとする。

(専門部会)

- 第5条 幹事会に、その活動を補佐するため、課題ごとに調査研究を行う専門部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会の構成員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、構成員の互選により選出する。

4 部会長は、部会の協議結果を幹事会に報告するものとする。

(任期)

- 第6条 本部員並びに幹事会及び部会の委員の任期は、行財政改革推進期間が完了するまでの間とする。

(庶務)

- 第7条 本部、幹事会及び部会の庶務は、財政課において処理する。

(委任)

- 第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は本部長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月25日告示第166号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日告示第30号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月23日告示第32号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月22日告示第34号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

第6次山梨市行財政改革諮問会議委員名簿

(令和7年11月1日就任)

役職名	氏名	役職
会長	ふじはら まさふみ 藤原 真史	山梨大学生命環境学部准教授
副会長	うちだ あやこ 内田 文子	合同会社カタコトデザイン代表
委員	おだぎり はるみ 小田切 春美	元山梨県県民生活部長
委員	ふるたに いさむ 古谷 勇	前山梨市代表監査委員
委員	やました いっこう 山下 一公	山梨市観光協会会長
委員	うえの なおき 上野 直樹	市川区長



第 6 次山梨市行財政改革大綱(令和 8 年度～令和 11 年度)

山梨市役所財政課

〒405-8501 山梨県山梨市小原西 843

TEL 0553-22-1111(代表) FAX 0553-23-2800